

平成28年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

土木交通部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間） （物品購入契約は契約締結日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用類型 ※2
道路課	東海道本線草津・南草津間草津こ線橋外4橋りょう点検委託	東海道本線草津・南草津間草津こ線橋外4橋りょう点検委託業務	平成29年3月10日 ～ 平成30年3月31日	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部	132,769,000	「道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱」により鉄道側の安全確保、施設の維持管理の観点から、西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部による点検業務の実施が必要なため。	2	3ア
住宅課	滋賀県公営住宅管理システム運用保守業務委託	滋賀県公営住宅管理システム運用保守業務	平成29年1月16日 ～ 平成34年1月15日	株式会社松阪電子計算センター	8,197,200	システムの安定稼働の確保のため一体的な保守が必要なため。 * 長期継続契約	2	3イ